

◎新潟県告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区の定款の変更を令和8年4月22日認可した。

令和8年5月22日

新潟県南魚沼地域振興局長